

誓約書

私は出店を申し込むに当たり、出店が決定した場合、「直江津港湾事務所キッチンカー出店許可取扱要領」を十分に理解した上、記載内容を厳守することを誓約し、出店許可条件等に違反する恐れがある場合又は違反した場合、直江津港湾事務所の決定に従います。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、指定の取り消しなど、新潟県の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

暴力団等の排除に関する事項

(1) 私（当法人）は次のいずれにも該当しません。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、暴力団防止法という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（暴力団防止法第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）
- ③役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- ④暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- ⑤自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- ⑥暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- ⑦暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者である恐れがあるもの。
- ⑧その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(2) 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意し、当該照会に必要な役員等の情報（役職名、氏名、生年月日、性別、住所）を記載した名簿の提出を求められた場合は、指定の期日までに新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所に提出します。

新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 上越市港町1-11-2

商号又は名称 港クレーブ

氏名（代表者） 直江津 太郎